特別養護老人ホーム　愛泉園

（従来型個室）

利用料金表

令和4年4月1日～適用

利用者負担段階	本人・世帯の収入所得	預貯金等	保険適用														保険外				利用者月額（1割負担）（A＋D）（高額介護を適用した場合） 注）課税所得380万円（年収約770万円以上の方は除く）	利用者月額（2割負担）（B＋D）（高額介護を適用した場合） 注）課税所得380万円（年収約770万円以上の方は除く）	利用者月額（3割負担）（C＋D）（高額介護を適用した場合） 注）課税所得380万円（年収約770万円以上の方は除く）
				施設介護サービス費①（1日当り）	栄養ケアマネ強化加算（1日当り）②	個別機能訓練加算（Ⅰ）（1日当り）③	個別機能訓練加算（Ⅱ）（1月当り）④	日常生活継続支援加算（Ⅰ）（1日当り）⑤	看護体制加算（Ⅰ）ロ（1日当り）⑥	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ（1日当り）⑦	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（1月当り）⑧	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（31日利用の場合）⑨	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（31日利用の場合）⑩	月合計（月:31日）①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	利用者負担（1割負担）（A）	利用者負担（2割負担）（B）	利用者負担（3割負担）（C）	食費	居住費	合計	月合計月:31日（D）			
1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給している方	預貯金等が単身1，000万円、夫婦2，000万円以内	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5,439	223,598	22,360			300	320	620	19,220	34,220		
			介護2	6,410								18,469	6,008	246,997	24,700							34,220		
			介護3	7,120								20,296	6,602	271,428	27,143							34,220		
			介護4	7,800								22,046	7,171	294,827	29,483							34,220		
			介護5	8,470								23,770	7,732	317,882	31,788							34,220		
2段階	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が80万円以下の方	預貯金等が単身650万円、夫婦1，650万円以内	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5,439	223,598	22,360			390	420	810	25,110	40,110		
			介護2	6,410								18,469	6,008	246,997	24,700							40,110		
			介護3	7,120								20,296	6,602	271,428	27,143							40,110		
			介護4	7,800								22,046	7,171	294,827	29,483							40,110		
			介護5	8,470								23,770	7,732	317,882	31,788							40,110		
3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	預貯金等が単身550万円、夫婦1，550万円以内	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5439	223,598	22,360			650	820	1,470	45,570	67,930		
			介護2	6,410								18,469	6008	246,997	24,700							70,170		
			介護3	7,120								20,296	6602	271,428	27,143							70,170		
			介護4	7,800								22,046	7171	294,827	29,483							70,170		
			介護5	8,470								23,770	7732	317,882	31,788							70,170		
3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金（障害年金、遺族年金）収入額の合計額が120万円超の方	預貯金等が単身500万円、夫婦1，500万円以内	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5439	223,598	22,360			1,360	820	2,180	67,580	89,940		
			介護2	6,410								18,469	6008	246,997	24,700							92,180		
			介護3	7,120								20,296	6602	271,428	27,143							92,180		
			介護4	7,800								22,046	7171	294,827	29,483							92,180		
			介護5	8,470								23,770	7732	317,882	31,788							92,180		
4段階	・ 上記以外の方	・ 上記以外の方	介護1	5,730	110	120	200	360	40	130	50	16,720	5439	223,598	22,360	44,720	67,080	1,445	1171	2,616	81,096	103,456	125,496	125,496
			介護2	6,410								18,469	6008	246,997	24,700	49,399	74,099					105,796	125,496	125,496
			介護3	7,120								20,296	6602	271,428	27,143	54,286	81,428					108,239	125,496	125,496
			介護4	7,800								22,046	7171	294,827	29,483	58,965	88,448					110,579	125,496	125,496
			介護5	8,470								23,770	7732	317,882	31,788	63,576	95,365					112,884	125,496	125,496

①施設介護サービス費・・・・・・・・・・・・・・・基本料金です。
②栄養ケアマネ強化加算・・・・・・・・・・・・・・栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行い栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用した場合に算定します。
③個別機能訓練加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・配置された機能訓練指導員が個別に計画を作成し計画の範囲で必要に応じて機能訓練指導を行った場合に算定します。
④個別機能訓練加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・個別機能訓練加算（Ⅰ）を取り組み、計画書等を厚生労働省に提出しサービス提供にあたり情報を活用した場合に算定します。
⑤日常生活継続支援加算（Ⅰ）・・・・・・・・・認知症高齢者等が一定割合以上入所しており一定割合以上の介護福祉士を配置している場合に算定します。
⑥看護体制加算（Ⅰ）ロ・・・・・・・・・・・・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定します。
⑦夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ・・・・・・・・・・・配置基準以上の夜勤者（4名以上）を配置している場合算定します。
⑧科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・・・・・・・日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、疾病の状況、認知症の状況等の心身状態に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しサービス提供にあたり情報を活用した場合に算定します。
⑨介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・・・・・・・介護サービスに従事する介護職員の処遇改善を目的介護保険適用額の8.3%を算定します。
⑩介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・・・技能・経験のある介護職員等の処遇改善を目的に介護保険適用額の2.7%を算定します。

※　上記とは別に状況に応じて算定する加算がありますので詳細は重要事項説明書をご覧ください。